

平成25年度 税制改正要望項目

平成24年9月
金融庁



平成25年度税制改正要望における 主な具体的要望項目

1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し

- ◆ 日本版ISAの恒久化等
- ◆ 金融所得課税の一体化
(金融商品に係る損益通算範囲の拡大、公社債等に対する課税方式の変更)

2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援

- ◆ 企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
- ◆ 合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

3. 上記以外で日本再生戦略等に盛り込まれた事項等

- ◆ 日本版レベニュー債の対象の全国拡大
- ◆ 教育資金を通じた世代間の資産移転の促進(文部科学省要望に合わせて共同要望)
- ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 等

1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(1)

◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の恒久化等

【現状及び問題点】

- 約1,500兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため、日本版ISAの活用に期待。
- ただし、現在導入が予定されている制度は、平成26年からの3年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている(100万円×3年間)。

⇒ 幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から日本版ISAの拡充・簡素化を進める必要。特に、老後の備えや教育資金など国民の自助努力(資産形成)を本格的に支援するためには、恒久化等が望ましい。

【要望事項】

- 投資可能期間を(平成26年からの3年間だけでなく)恒久化すること
※ 恒久化の結果、非課税投資総額が拡大することとなる(現行300万円⇒1,000万円)が、富裕層を過度に優遇する結果とならないよう、非課税維持期間(現行10年間)の見直し等を通じ、500万円以上とすることを想定。
- 対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること
- 毎年新たな口座の開設を不要とする(原則一口座とする)こと
- ただし、平成23年度税制改正大綱等に則り、経済金融情勢が急変した場合には、軽減税率の延長を行うこと

(参考) 平成23年度税制改正大綱(抄)

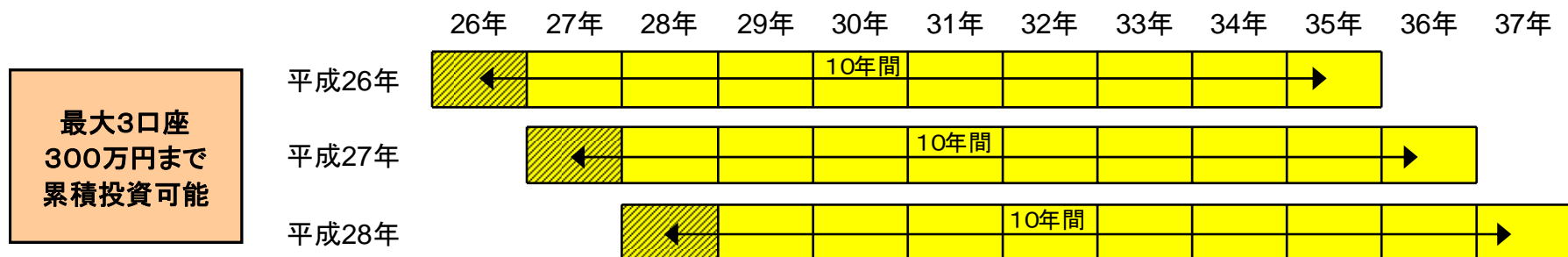
現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率は、(中略)平成26年1月から20%本則税率とします。(中略)これらの措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施することとします。

(参考) 日本版 I S A (平成26年に導入予定の現行スキーム)

※ISA: Individual Savings Accounts

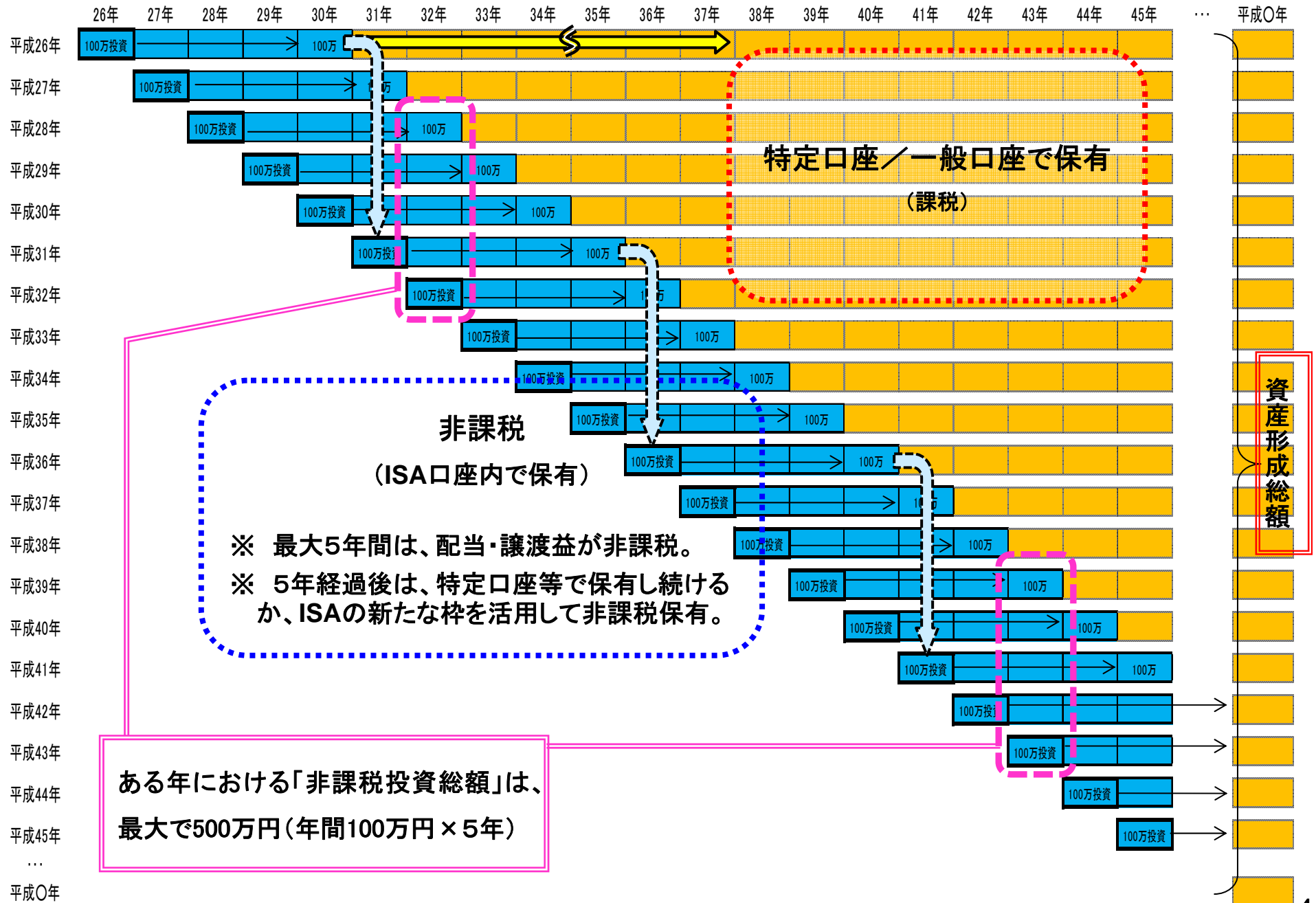
【現行スキームの概要】

1. 非課税対象 : 上場株式・公募株式投信の配当・譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 非課税維持期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座 (毎年新たな口座を開設)
7. 導入時期 : 平成26年 (20%本則税率化にあわせて導入)



- ※ 年間一人一口座。口座開設年に限り100万円を限度に投資可能
- ※ 非課税期間は、口座を開設した年から最長10年間

(参考) 日本版ISAの恒久化のイメージ



(参考) 「日本再生戦略」 (平成24年7月31日 閣議決定) 抜粋

[金融戦略]

【2020年までの目標】

日本版ISAの投資総額25兆円

(重点施策：国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大)

我が国家計が保有する金融資産の教育資金としての活用や不動産の有効活用の観点から、高齢世代から若年世代への資産移転等を促す方策について検討すると同時に、確定拠出年金の拠出規模の拡大、分散投資の促進等による普及・拡充や国内外の資産への長期・分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から日本版ISA について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る。 (以下略)

(参考) 「成長ファイナンス推進会議 とりまとめ」(平成24年7月9日)抜粋

2. 成長マネーの供給拡大策

1. 国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

約1,500兆円ある我が国家計金融資産について、高齢世代から若年世代への移転を促すと同時に、確定拠出年金の普及・拡充や日本版ISA の所要の検討により、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが重要である。

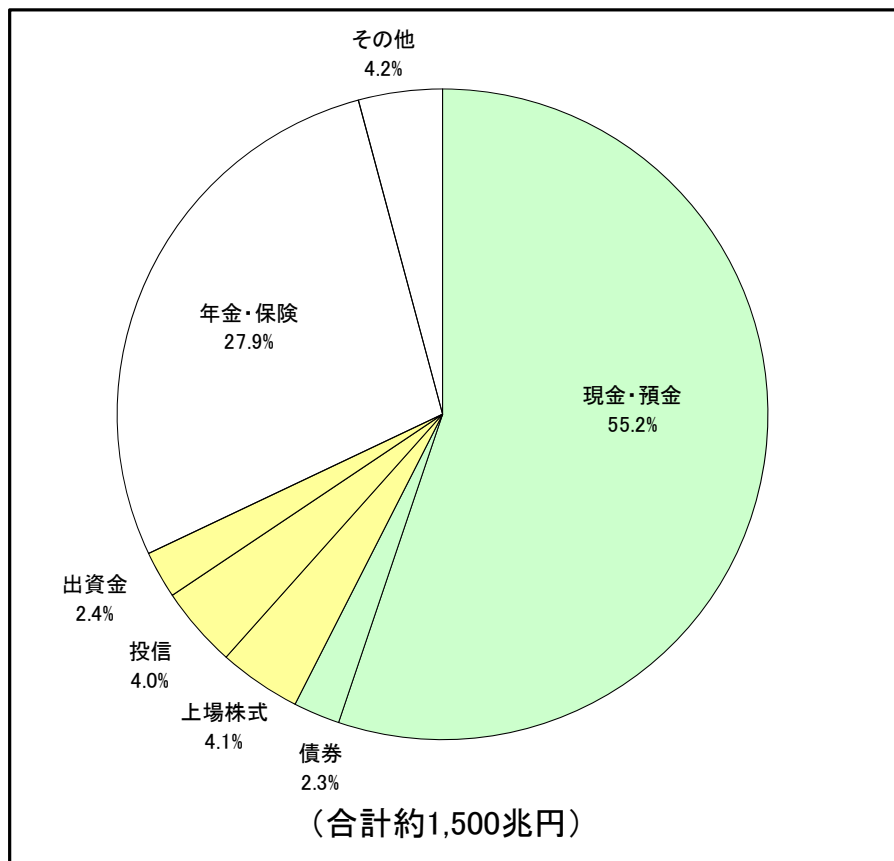
(中略)

(2) 日本版ISA の所要の検討

- ・ 日本版ISA (導入から3年間で毎年100万円までの上場株式、投信投資に係る非課税措置) については平成23年度税制改正大綱において、上場株式等の配当・譲渡所得等の20%本則税率化に併せて、経済金融情勢が急変しない限り、2014年1月に導入することとされている。今後、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から、諸外国の例も参考としつつ所要の検討を進める(2012年度中)。 (金融庁)

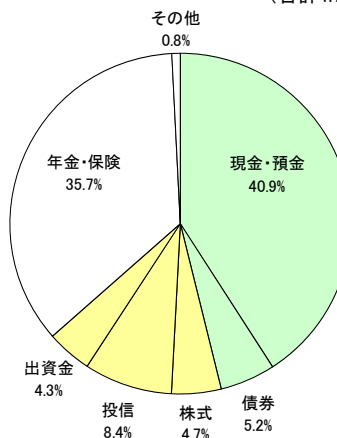
(参考) 家計金融資産の国際比較

日本 (2012年3月末 (速報))



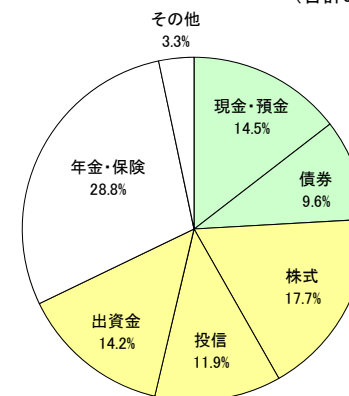
ドイツ (2011年12月末)

(合計4.7兆ユーロ)



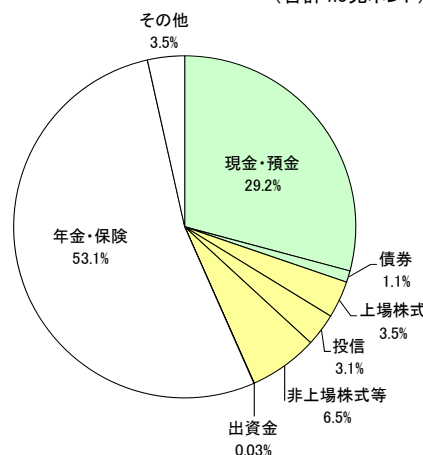
米国 (2012年3月末)

(合計52.5兆ドル)



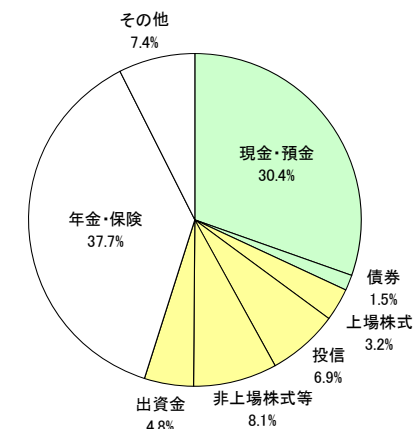
イギリス (2011年12月末)

(合計4.3兆ポンド)



フランス (2011年12月末)

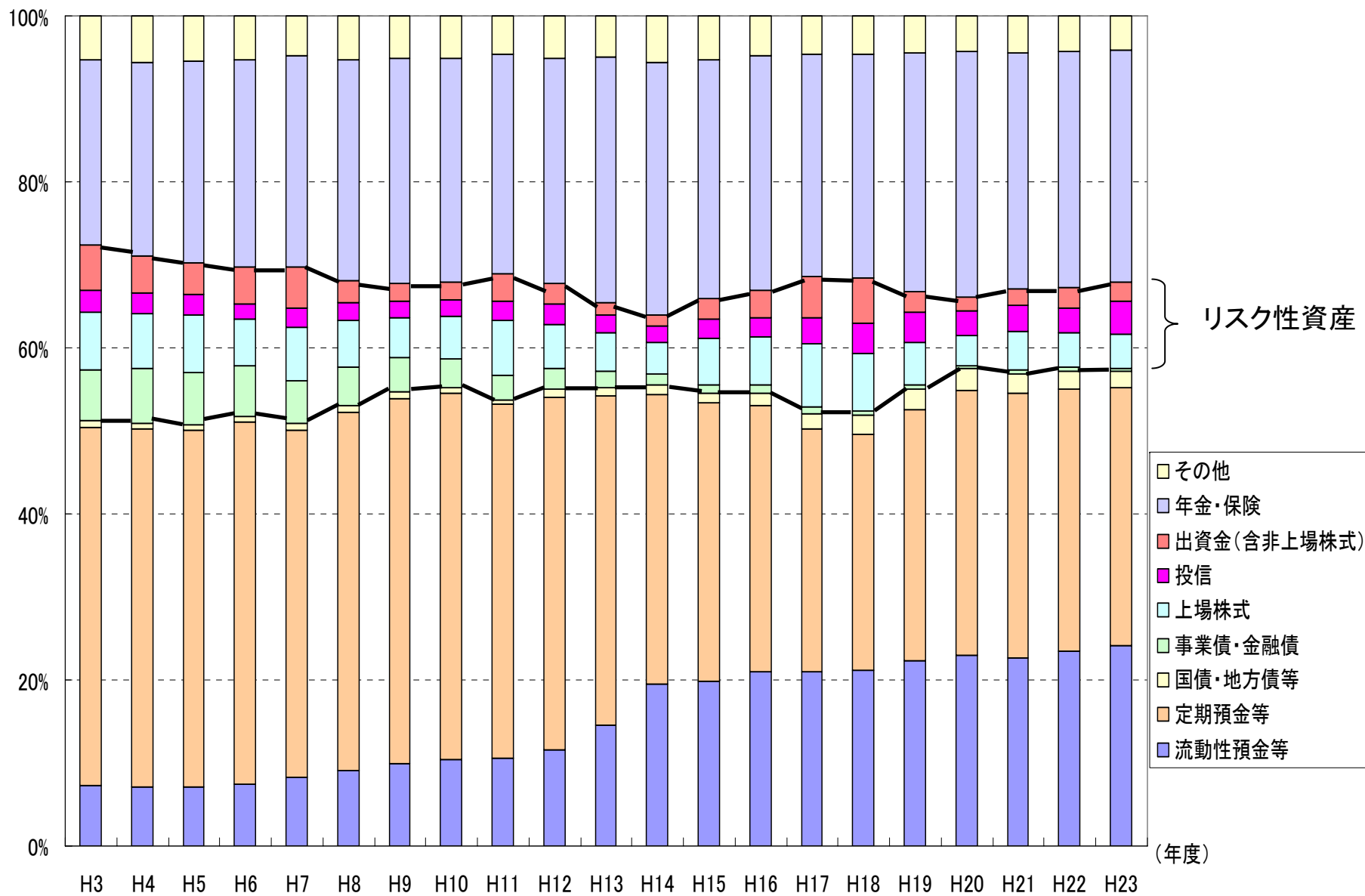
(合計4.0兆ユーロ)



(注) 日本は「家計」をベースとした値。ドイツ、米国、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値。

(出典) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、ドイツ: Deutsche Bundesbank "Financial Accounts for Germany"、米国: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "United Kingdom Economic Accounts"、フランス: Banque de France "Quarterly financial accounts France"

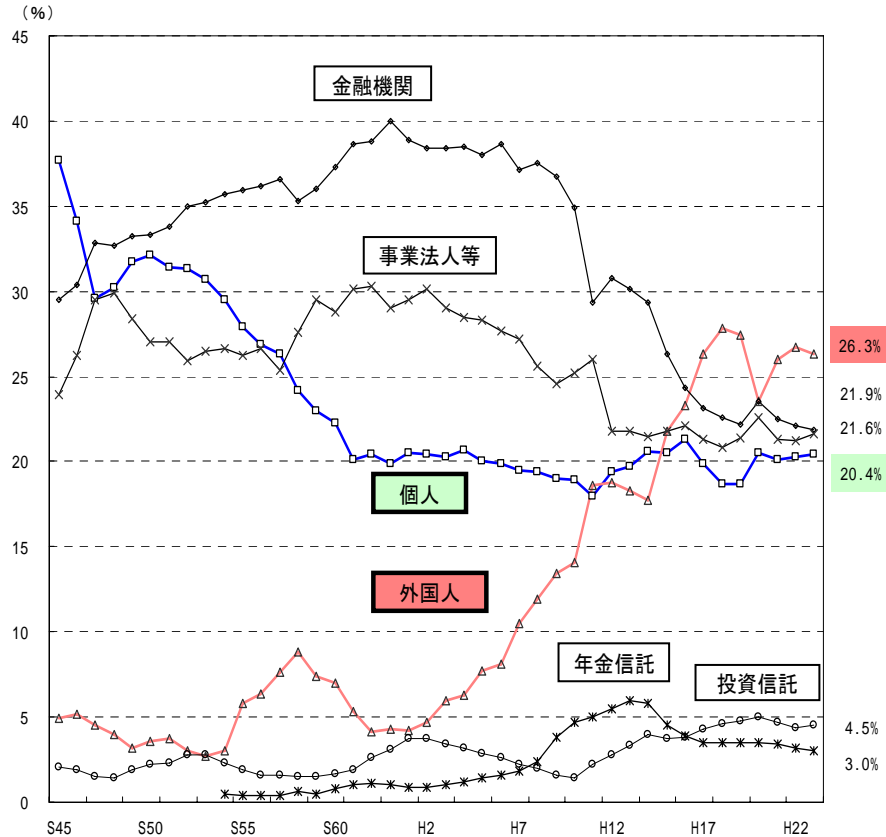
(参考) 日本の家計金融資産の構成比の推移



(出典) 日本銀行「資金循環統計」

(参考)我が国の投資主体別株式保有比率の推移(金額ベース)

- 金融機関、事業法人の株式保有比率が低下する中、外国人の保有比率が上昇

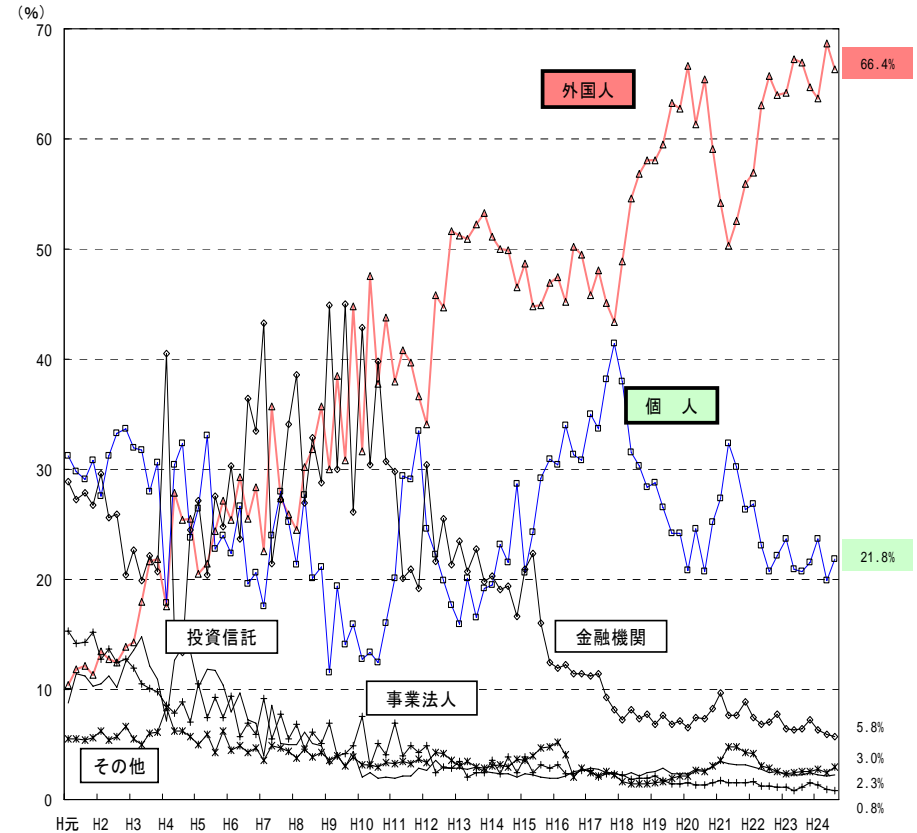


(注)・「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」「その他の金融機関」の合計。ただし、昭和53年度以前については、年金信託を含む。
 ・調査対象は、五市場(東京、大阪、名古屋、福岡、札幌)に上場している内国上場会社のうち、各年度中に到来した最終決算期末日現在のの上場普通株式の集計値。

(出典)東京証券取引所「平成23年度株式分布状況調査」

(参考)我が国の投資主体別株式売買比率の推移(委託売買代金)

- 株式売買比率(委託売買代金)の約7割を外国人が占める一方、個人の割合が低下

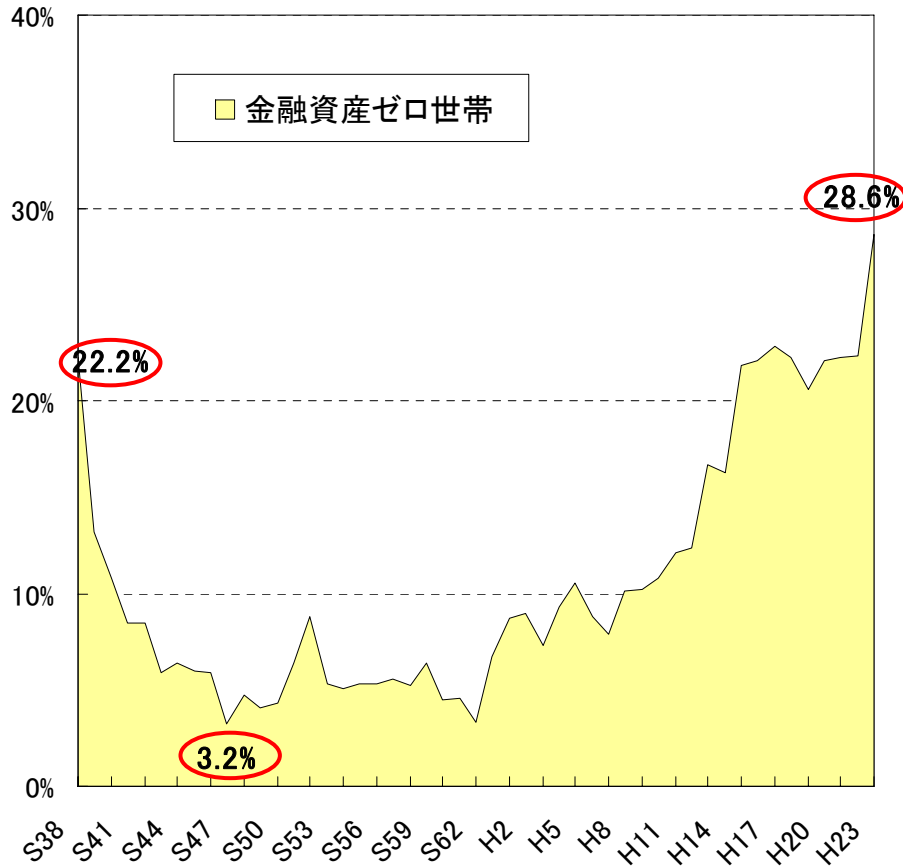


(注)・「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」の合計。
 ・調査対象は、資本金30億円以上の取引参加者で、三市場(東京・大阪・名古屋)の集計値。

(出典)東京証券取引所「投資部門別売買状況」

(参考) 金融資産ゼロ世帯問題

金融資産ゼロ世帯の推移

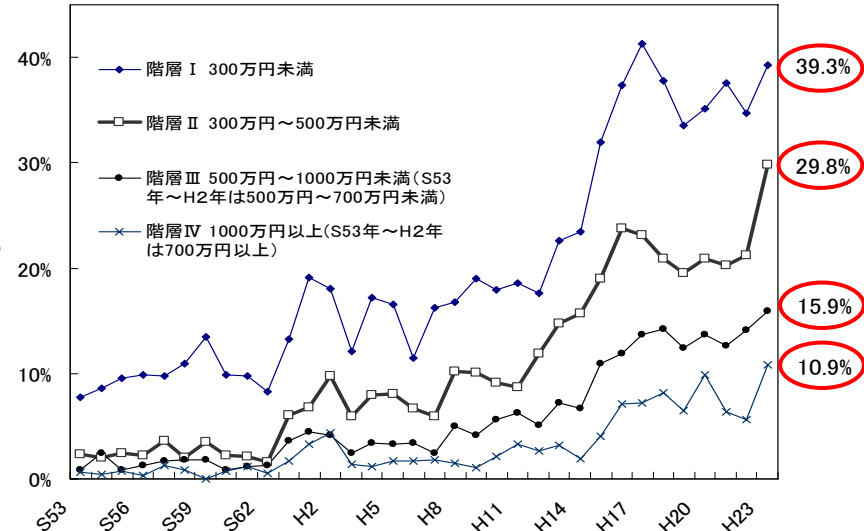


(注1) 金融資産とは、預貯金、信託、保険、有価証券等。ただし、事業性預貯金、給与振込や振替等で一時的にしか口座にとどまらない預貯金等は除く。

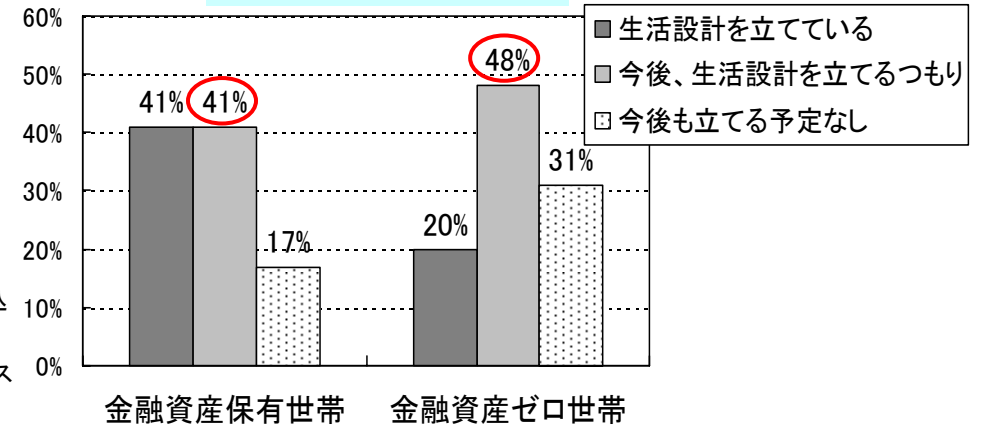
(注2) 例年夏(ボーナス後)に調査を行っているが、平成23年は震災を勘案し、秋(ボーナス前)に実施

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)

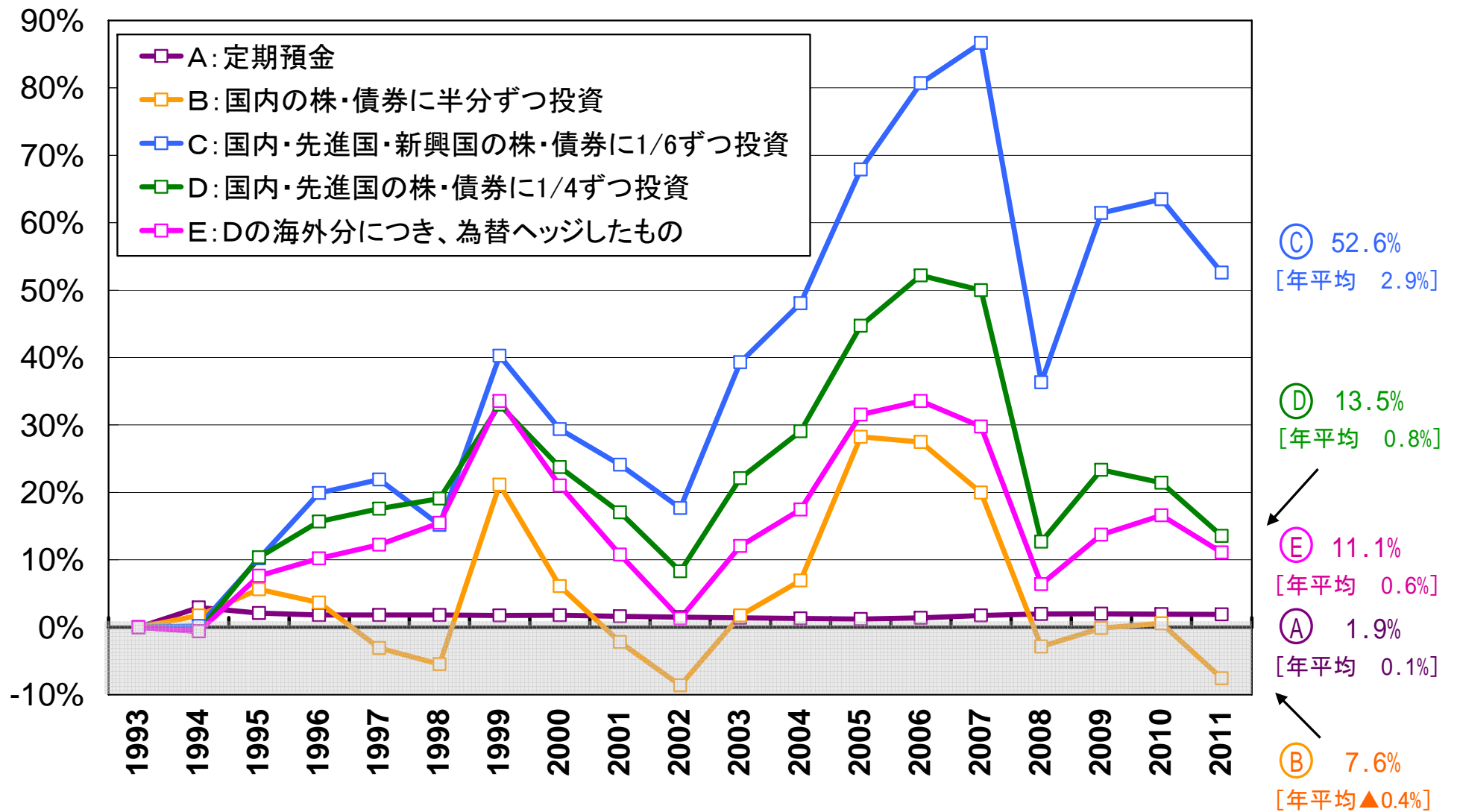
収入階層別の金融資産ゼロ世帯比率



生活設計策定の意向



(参考) グローバルな分散投資の意義



(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。

株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

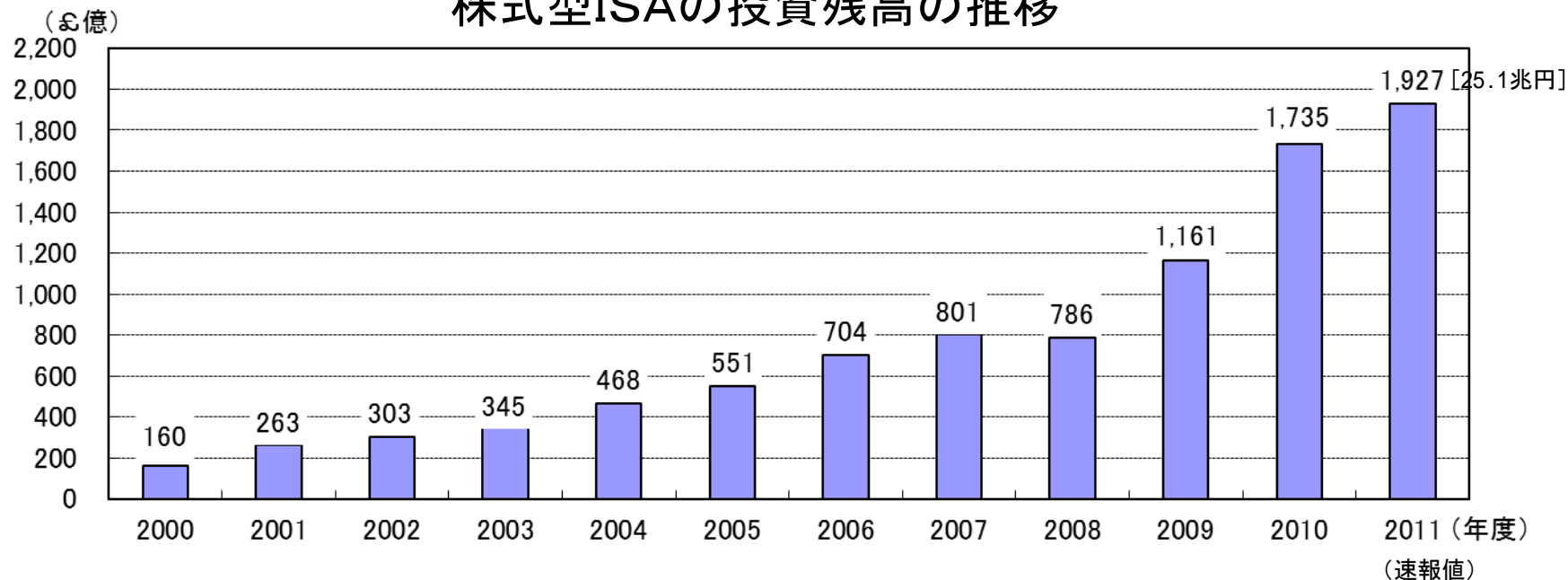
債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(参考) 英国におけるISAの概要

	期 間	対 象	非課税 対 象	年間拠出 限度額	残高 限度額	運用残高及び 口座開設者数
個人貯蓄口座(注) (ISA: Individual Savings Accounts)	1999年～ (当初2009年ま での10年間の 予定で導入後、 2007年改正で 恒久化)	預金、株式・ 債券、生命 保険	利子、配当、 キャピタル ゲイン	£11,280 (約147万円) うち、預金型は £5,640 (約73万円)	なし	£3,848億 (約50.0兆円) 〔11年4月〕 2,390万人 〔09年度〕

(注) ・英国のISAには株式型と預金型がある。
・為替レートは、£1=130円で換算。

株式型ISAの投資残高の推移



(注) 2009年度以降の値は、PEP(Personal Equity Plan:個人持株計画)の投資残高を合算している。

※ PEPは、株式・株式投資信託の売却益・配当を非課税とする投資優遇制度。1987年に導入され、1999年のISA導入に併せて、新規申込みを停止し、2008年に株式型ISAに統合。
(出所) 英国歳入関税庁ホームページ

1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(2)

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
- 債券等と上場株式等とで課税方式に差異。

⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

【要望事項】 金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式を変更すること

金融商品に係る課税方式(現状)

現状、損益通算が認められている範囲

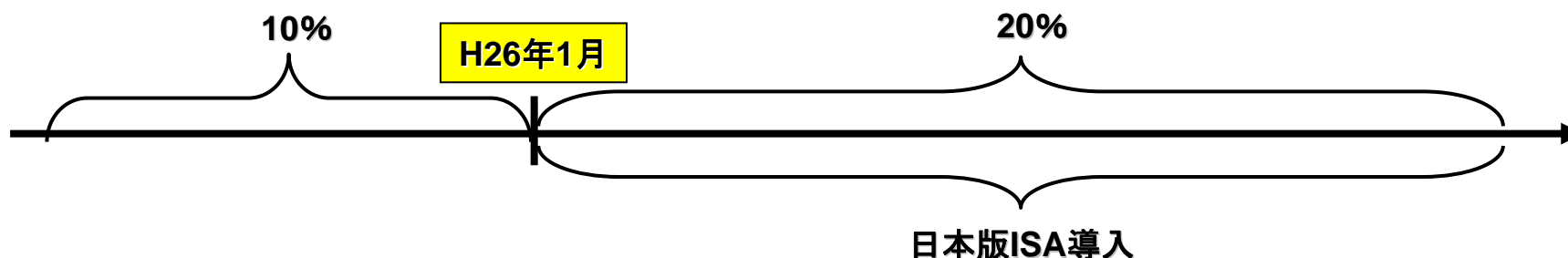
	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離(配当所得)	申告分離(譲渡所得)
債券・公社債投信	源泉分離(利子所得)	非課税
預貯金	源泉分離(利子所得)	—
デリバティブ取引	申告分離(雑所得)	

【平成24年度税制改正大綱(抜粋)】

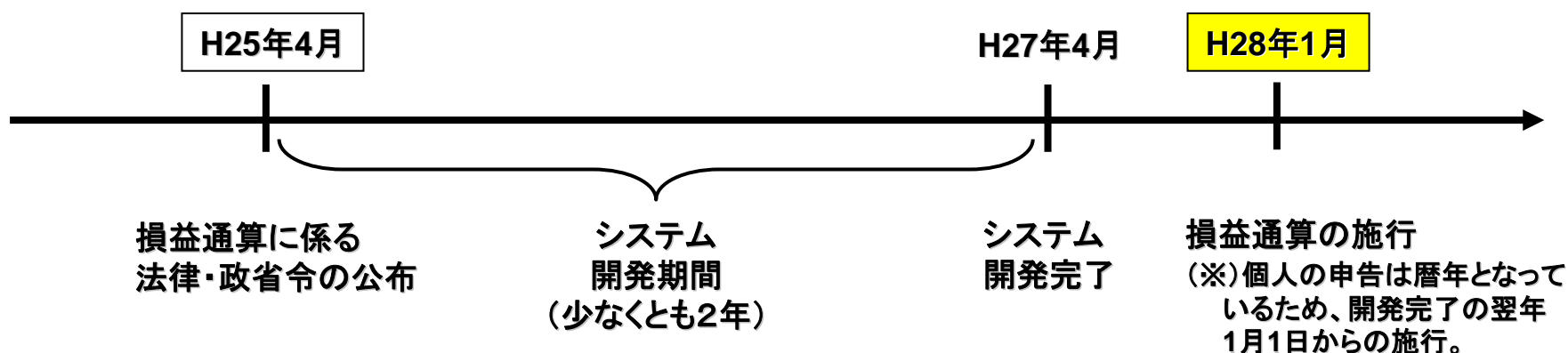
金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。

日本版ISA導入時期と損益通算のシステム開発期間について

○軽減税率(10%) ⇒ 26年1月から20%、併せて日本版ISAの導入



○債券の損益通算に係るシステム対応 ⇒ 立法化から少なくとも2年は必要



(参考) 個人投資家に係る金融商品間の損益通算範囲の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
損益通算の範囲	<p>上場株式等の配当・譲渡所得 ✓上場株式の損失 ✓公募株投の損失</p> <p>先物取引等の雑所得 ✓有価証券先物取引の損失 ✓FX取引の損失 ✓商品先物の損失</p> <p>上場株式等の無価値化損失は、株式等の譲渡所得の範囲内で損益通算可能</p> <p>預金のペイオフ損失・債券のデフォルト損失は、家事費とみなされ他の所得との損益通算不可</p>	<p>譲渡所得 ✓株式の損失(無価値化損失を含む) ✓投信の損失 ✓債券の損失(デフォルト損失を含む) ✓土地等の損失 ✓デリバティブの損失</p> <p>通常所得^(注1) ✓預金のペイオフ損失 ✓為替差損</p> <p>譲渡損失と通常所得との損益通算は、年間3,000ドルを上限に損益通算が可能</p>	<p>譲渡所得(株式・土地等) ✓株式の損失(無価値化損失を含む) ✓投信の損失 ✓土地等の損失 ✓デリバティブの損失 ✓為替差損</p> <p>預金のペイオフ損失・債券のデフォルト損失は、他の所得との損益通算不可</p>	<p>金融所得^(注2) ✓株式の損失(無価値化損失を含む)^(注3) ✓投信の損失 ✓債券の損失(デフォルト損失を含む) ✓デリバティブの損失 ✓預金のペイオフ損失 ✓為替差損</p>	<p>譲渡所得(有価証券等)^(注4) ✓株式の損失(無価値化損失を含む) ✓投信の損失 ✓債券の損失(デフォルト損失を含む)</p>
繰越控除	上場株式等、先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で3年間繰越可能	譲渡所得の損失については無期限の繰越可能	譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で無期限に繰越可能	金融所得の範囲内で無期限の繰越可能	譲渡所得(有価証券等)の範囲内で10年間の繰越可能

(注1) 通常所得は、給与、事業、利子、配当、雑所得。

(注2) 金融所得は、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、デリバティブ等に係る譲渡所得等を含む。

(注3) 株式の譲渡損失は、(税収確保のため)株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

(注4) デリバティブの損失、預金のペイオフ損失、為替差損の取扱いについては明確に定める規定がないため、事象ごと個別に判断する必要がある。

(参考) 個人投資家の株式投資等に係る税制一般の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税	10% (分離課税) (注2) ※2013年末までの時限措置 (2014年以降は20%)	長期: 0%、15% (注3) (12ヶ月超保有) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) 2012年末までの時限措置(注4) 短期: 10~35% (注3)	18%、28% 〔土地等の譲渡益と合わせて 10,600ポンドが〕 非課税	25% (分離課税) (注6) 〔但し、一定額以下(注7)は〕 非課税 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注8)	長期: 非課税 (注9) (8年超保有) 短期: 19% (分離課税) (注9)
	配当課税	10% (申告不要) (源泉徴収: あり) ※2013年末までの時限措置 (2014年以降は20%) 又は、以下のいずれかを選択 ①5%~40%+住民税+配当控除 (総合課税) ② 10% (分離課税) 〔但し、大口株主の場合は総合課税〕 (注2)	0%、15% (注3) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) 2012年末までの時限措置(注4)	10%、32.5%、42.5% (総合課税)	25% (分離課税) (注6) 〔但し、一定額以下(注7)は〕 非課税 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注8)	21% (源泉分離課税) (注9) 又は 受取配当の60%を 課税所得に算入のうえ 0~41% (注9) (総合課税)
	法人税との 調整措置への 留意(注1)	配当所得税額控除方式 (総合課税選択時)	調整措置なし	部分的 インピュテーション方式 (注5)	調整措置なし (但し、事業所得については、受取配当 の60%を課税所得に算入)	配当所得一部控除方式 (総合課税選択時) (受取配当の60%を株主の 課税所得に算入)
利子課税	20% (源泉分離課税)	10~35% (注3) (総合課税)	10%、20%、40%、50% (総合課税)	25% (分離課税) (注6) 〔但し、一定額以下(注7)は〕 非課税 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注8)	24% (源泉分離課税) (注9) 又は 0~41% (注9) (総合課税)	

(注1) 配当の二重課税問題は、法人の受取配当においても発生。

(注2) 日本は、上場株式等についてのもの。

(注3) アメリカは他に地方税が課税。

(注4) 本税率は2012年までの時限的な税率となっており、2013年以降については譲渡益課税(長期)には原則として10%又は20%の税率及び配当課税については総合課税が適用。

(注5) イギリスにおける部分的インピュテーション方式とは、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する方法。

(注6) ドイツは他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税される。法人税率を引き下げたうえ(25%→15%+地方税)、金融所得の一元課税を導入。

また、法人においては、EBITDA(利子、税金、償却前利益)の30%を超過する支払利子について損金算入制限を措置。

(注7) 一定額以下とは、年間配当・利子・譲渡益をあわせて801ユーロ以下。

(注8) 適用される累進税率が25%以下の場合、総合課税選択可能。

(注9) フランスは他に社会保障関連税(13.5%)が課税。

2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(1)

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充①

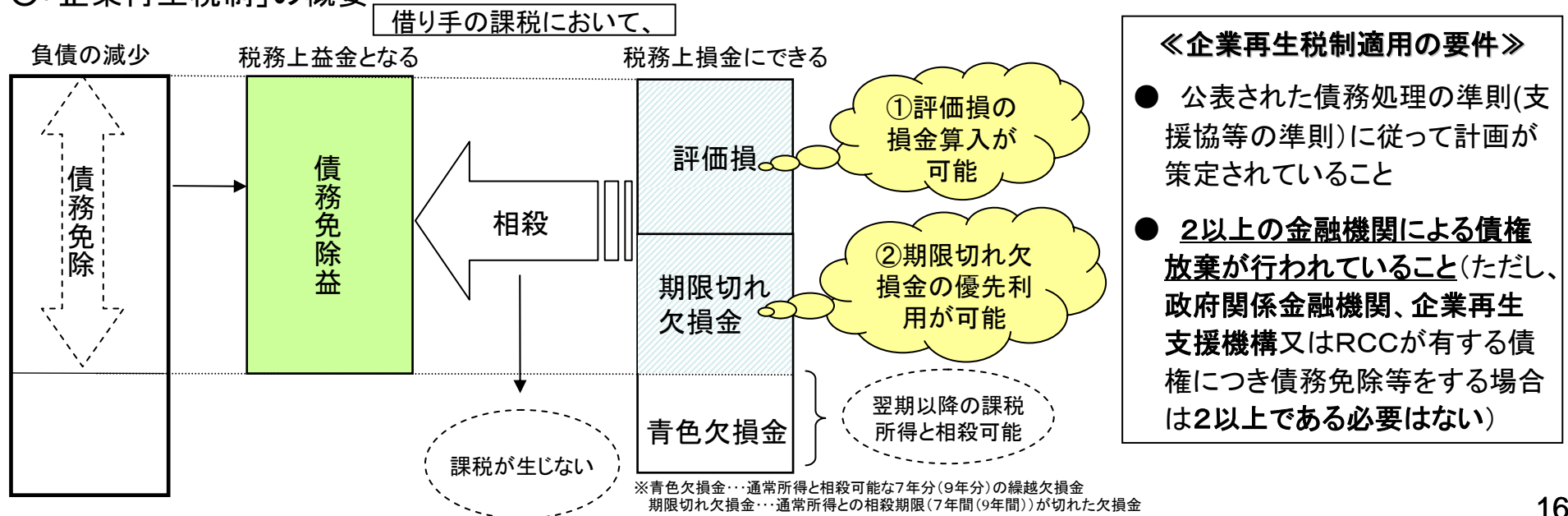
【現状及び問題点】

- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、同措置の適用は、「2以上の金融機関による債権放棄が行われている」場合等に限定。
- このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも少なくない。

【要望事項①】 合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること

※ また、東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構が単独債権放棄を行う場合への企業再生税制の適用についても別途要望。

○「企業再生税制」の概要



2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(2)

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充②

【現状及び問題点】

- 現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が少額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていない。
- 他方、近年、実抜計画策定の必要性の高まり等を背景に、少額資産も含めて広く資産評価を実施する事例が増加。
- 資産評価の結果、評価損があるにも関わらず、損金算入が認められないために、債務免除益が課税されるおそれ。



【要望事項②】

「企業再生税制」の適用場面において、少額資産についても資産評価が行われている場合には、評価損の計上を認めること

(例) 運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円(<100万円)であると、50台あれば4,000万円が損金計上不可

2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(3)

◆「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

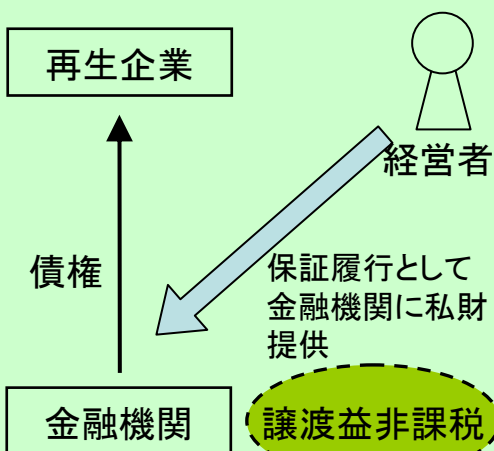
【現状及び問題点】

- 経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。
- しかし、経営者が「合理的な再生計画」^(注)に基づき、再生企業に対して私財提供を行った場合には、譲渡益が課税(無償等で再生企業に提供した場合でも、みなし譲渡益が課税)。

【要望事項】

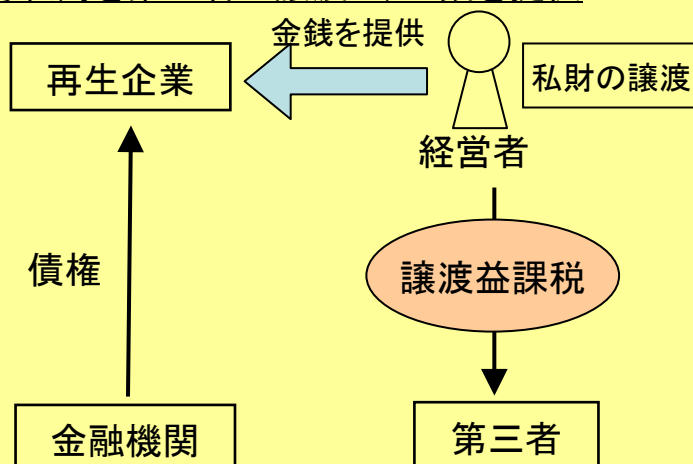
「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の資産譲渡についても、譲渡益を非課税とすること

○金融機関に直接私財提供

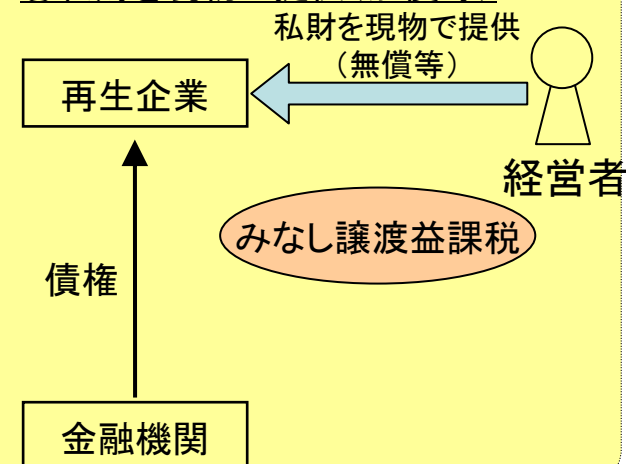


○再生企業に対して私財提供

①私財を第三者に譲渡し、金銭を提供



②私財を現物で提供(無償等)



(注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。 18

3. 上記以外で日本再生戦略等に盛り込まれた事項等(1)

◆日本版レベニュー債の対象の全国拡大

【日本再生戦略 工程表(抜粋)】

レベニュー債の活用促進策の検討

【成長ファイナンス推進会議 中間報告(抜粋)】

民間資金を活用した地方自治体による財源調達手段の多様化のため、全国自治体における発行ニーズや地方財政上の位置づけも踏まえつつ、全国自治体の公社等によるレベニュー債の活用のあり方について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

◆教育資金を通じた世代間の資産移転の促進(文部科学省要望に合わせて共同要望)

【日本再生戦略(抜粋)】

我が国家計が保有する金融資産の教育資金としての活用や不動産の有効活用の観点から、高齢世代から若年世代への資産移転等を促す方策について検討する

【成長ファイナンス推進会議 とりまとめ(抜粋)】

高齢者が保有する金融資産を教育資金として有効活用できるよう、資産移転等にインセンティブを付与する方策について検討する。その際、諸外国の制度等を参考にしたスキームも含めて検討する(2012年度中)。

◆投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し

【日本再生戦略(抜粋)】

Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。

【成長ファイナンス推進会議 とりまとめ(抜粋)】

Jリートの資金調達手段の多様化等について2013年の通常国会に関連法改正案を提出する。加えて、物件の買換えを促進する施策について検討する(2012年度中)。

3. 上記以外で日本再生戦略等に盛り込まれた事項等(2)

◆投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置

【日本再生戦略(抜粋)】

Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。

【日本再生戦略 工程表(抜粋)】

投資信託・投資法人法制の見直し、関連法改正案提出

【成長ファイナンス推進会議 中間報告(抜粋)】

今後は、J-REIT 市場の活性化のため、J-REIT の資金調達手段の多様化等による財務基盤の安定性向上や運営・取引の透明性確保に向けて検討を進め、次期通常国会に所要の法案を提出する。

【成長ファイナンス推進会議 とりまとめ 工程表(抜粋)】

投資信託・投資法人法制の見直し、関連法改正案提出

◆火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【現状及び問題点】

- 損害保険会社では、東日本大震災、大型台風、タイ洪水と相次いで多額の異常危険準備金を取崩し。
⇒ 巨大災害に対しても確実に保険金を支払う観点から、異常危険準備金制度の拡充等が不可欠。

【要望事項】

- 過去最低水準まで減少した積立残高を早急に回復させる必要
⇒ 積立率：正味収入保険料×5%（現行4%、租特3年延長）※平成24年度末で措置期限切れ（本則2%）
- 増大傾向にある巨大災害に備えるため積立残高を厚くする必要
⇒ 洗替保証率：正味収入保険料×40%（現行30%）※本則積立率適用残高率も同様

[その他の要望事項(1)] ◇は日切れ関連

- ◇ 海外投資家に対する振替社債利子非課税制度の恒久化
- ◇ 破綻金融機関・保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合における不動産取得税の非課税措置の延長
- ◇ 特定目的会社、投資法人等の不動産取得等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長(国土交通省要望に合わせて共同要望)
- ◇ 土地所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長
(国土交通省要望に合わせて共同要望)
- ◆ 特定口座の利便性向上等に向けた措置
- ◆ 上場会社の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等
- ◆ 国外財産調書制度の見直し
- ◆ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度の見直し(電子債権記録機関の取引停止処分に係る改正を含む)

[その他の要望事項(2)]

- ◆ 国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)
- ◆ 自動発注サーバに係る非課税措置の創設
- ◆ 租税条約に関する届出書に係る手続きの簡素化
- ◆ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◆ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◆ 金融商品取引所の「取引参加者」の範囲の見直しに伴う所要の措置
- ◆ 課徴金制度改正を受けた課徴金の現行損金不算入規定の維持
- ◆ 東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構主導の事業再生に対する企業再生税制の適用(復興庁及び経済産業省要望に合わせて共同要望)
- ◆ 特別障害者扶養信託に係る税制措置の拡充(厚生労働省要望に合わせて共同要望)
- ◆ 不動産特定共同事業法に基づく特例事業者に係る登録免許税及び不動産取得税の軽減措置の導入(国土交通省要望に合わせて共同要望)